

島しょ医療の5Gインフラ整備支援事業実施要綱

4 推ネ第 84 号
令和 4 年 9 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、都の島しょ地域において、遠隔医療を実現するための支援事業の一環として 5G インフラの整備を実施する。島しょ地域の 5G インフラの整備については、モデルケースとして町立八丈病院の施設内外に 5G アンテナ基地局を設置する事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、都による整備事業の支援を行う。これにより、島しょ地域における遠隔医療の推進を図るものとする。

本事業の実施に関する基本的な事項は、本要綱に定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 都は本事業において、補助事業者に対し、町立八丈病院への 5G アンテナ基地局（以下「基地局」という。）設置に係る経費の一部を助成する。

(補助事業者の役割)

第 3 条 補助事業者は本事業において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 基地局設置に向けた八丈町及び八丈病院との調整
- (2) 基地局設置に向けた現地調査、設置案の作成、基地局の設置
- (3) 設置した基地局の保守、管理及び運営

(財産の所有権等)

第 4 条 設置された基地局に関する一切の権利は、補助事業者に帰属する。

(公募)

第 5 条 知事は、本事業を実施する補助事業者を公募する。

2 前項の公募に応じる者は、事業提案申請書（別記第 1 号様式）並びに当該申請書に添付する事業提案書、見積書及びその他必要となる資料を知事へ提出するものとする。

3 公募に必要な事項は、知事が別に定める。

(審査会及び決定)

第 6 条 知事は、前条第 2 項の規定により提出された事業提案申請書等について、別に定める審査会で審査し、補助事業者を選定する。その結果については、補助事業者決定通知書（別記第 2 号様式）により補助事業者へ通知する。

2 知事は、前項の選定に際して、必要な条件を付することができる。

3 審査会及び補助事業者の選定に必要な事項は、知事が別に定める。

(補助事業の取下げ)

第7条 前条第1項の補助事業者決定通知を受けた補助事業者は、決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助事業の参加について取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助事業の参加を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、補助事業取下げ届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業計画書の提出)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の補助事業者決定通知書の受領後速やかに事業計画書を提出しなければならない。

(事業計画の実施)

第9条 補助事業者は、前条の事業計画の適切かつ効果的な実施に努めなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 補助事業者は、第8条に規定する事業計画書を変更しようとする場合には、知事に報告を行わなければならない。ただし、変更内容が次に掲げるものに該当する場合には、変更承認申請書(別記第4号様式)により、あらかじめ知事へ申請し、承認を求めものとする。

(1) 事業計画書の内容を大幅に変更しようとするとき。

(2) 第6条第2項の規定に基づき知事が特に条件を付した場合において、事業内容の変更によって、条件を満たさなくなるとき。

2 知事は、前項の申請について承認した場合は、変更承認通知書(別記第5号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により、本事業を中止しようとする場合には、中止承認申請書(別記第6号様式)により知事へ申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請について承認をした場合は、中止承認通知書(別記第7号様式)により補助事業者へ通知する。

(事業の停止)

第12条 正当な理由なく、第8条に規定する事業計画の遂行に著しい支障が生じ、遂行が困難と認められる場合には、知事は補助事業者に対し、本事業の停止を命じることができる。

(事業期間)

第13条 補助事業者は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める期間において事業を実施するものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号に係る事業 第6条第1項の補助事業者決定の日から令和5年2月28日まで

(2) 第3条第3号に係る事業 基地局を設置した日から令和15年3月31日まで(予定)

2 やむを得ない事情により前項の期間に事業が実施できない場合は、知事に別途協議すること。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。